

書いてお早めに

消費税の申告は
3月31日(金)まで

税務署職員による
申告相談は

3月8日(水)
まで

所得税

豊橋税務署 ☎0532・52・6201

申告の必要な方は

①事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方などで、平成17年中の所得金額の合計額から、所得控除の合計額を差し引き、その金額を基として計算した税額が配当控除額と定率減税額との合計額を超える方

②給与収入が2千万円を超える方

③給与所得者の方で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方など

申告書を書くときは

申告書を書くときは、「所得税の確定申告の手引き」などを参考にしてください。「手引き」などの参考資料は、申告会場および市役所税務課に置いてあります。

《申告書の種類》

【確定申告書A】

給与所得、雑所得(公的年金など)、配当所得、一時所得

【確定申告書B】

Aに該当しない所得のある方

予定納税のある方

※譲渡所得の申告や損失申告をする際は申告書Bのほか、別表も必要となります。

納税は期限内に

平成17年分所得税確定申告分の納期限は、3月15日(水)です。

納税は、安全で便利な口座振替をぜひ、ご利用ください。振替納税を利用している方は、4月20日(木)が振替日ですので、前日までに預貯金残高をご確認ください。

確定申告をする

所得税が還付される場合

確定申告をする義務がない方でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ・多額の医療費を支払った場合
- ・災害や盗難にあった場合
- ・年の途中で退職し、再就職していない場合

など

※還付を受けるための申告書は2月15日以前でも、豊橋税務署に提出(郵送可)することができます。

◎申告書の提出先は

豊橋税務署 〒440-8504

豊橋市大国町11、または申告会場へ。

《65歳以上の方へ》

税制改正により、平成17年分の所得の申告から、65歳以上の方に適用されていた「老年者控除」が廃止され、「公的年金等控除額」の縮減がなされます。

年金受給者の方で、平成17年から新たに所得税を源泉徴収されている方は、税務署へ確定申告書を提出することにより所得税を精算することができます。

※配偶者と死別・離別されている方で、一定の条件を満たす方は、寡婦(寡夫)控除が受けられます。



豊橋税務署職員の 申告相談日

2月16日(木)～3月8日(水)まで
(土・日曜日を除く)

所得税の確定申告で営業などの事業所得・不動産所得・農業所得や土地建物、株式などの譲渡所得を申告される方は、この期間をご利用ください。

会場：蒲郡市民体育センター
第4会議室